

○馬場景子\* 中野典子\*\* 富田和代\*\*\*

(\*名古屋工業大、\*\*鳴山女学園大、\*\*\*一宮女子短大)

【目的】日本で女性の工業労働者という職業が発生したのは、慶応3年鹿児島紡績所であった。それ以後日本の近代化を推し進める原動力となっていました。しかしそれに次第に過酷な労働環境により多くの労働争議が発生し社会問題となっていました。明治政府は明治33年に治安維持法により労働者の団結と争議の権利を労働者より奪取した。そのような状況で明治44年に、日本で最初の労働法である工場法が成立し、大正5年に施行され、昭和22年まで継続することとなる。工業法立法化の背景となった事項は、労働運動の発展と労働力供給の問題、結核などの伝染病による国民の体力低下、体力低下に伴う軍事障害、法律実施に伴う予算問題、また明治39年に開催された国際労働立法法協会国際会議で女子労働者の深夜業の禁止等が国際的にコンセンサスを得たことなどが挙げられる。工場法の施行後は4回の改正があり、その度、各工場には予定献立表の提出を義務付けた。本発表では大正時代と昭和初年の資料の分析結果とその各時代の「受診簿」と「検診簿」から女工の健康状態と疾病状況を分析する。さらに国民と栄養との観点から公的施設の設置に関する考察を加える。

【方法】文献調査（旧法令集、職工事情、鈴鎌毛織資料、尾西市周辺資料など）